

平成23年11月宮崎県定例県議会  
医療対策特別委員会会議録

平成23年12月9日

場 所 第3委員会室

平成23年12月9日(金曜日)

委 員 新 見 昌 安

欠 席 委 員 ( な し )

委 員 外 議 員 ( な し )

午前10時0分開会

会議に付した案件

○概要説明

福祉保健部

1. 事業者におけるがん検診受診率向上の取組
2. 禁煙、受動喫煙防止対策の取組状況
3. がん登録の状況
4. 県内がん診療連携拠点病院等におけるセカンド・オピニオンの利用状況
5. がん患者及びその家族等により構成される民間団体のがん対策に資する活動に対する支援
6. がん医療に関する情報の収集及び提供状況について

○協議事項

1. 条例要綱案について
2. パブリックコメント等の実施について
3. 次回委員会について
4. その他

出席委員 (12人)

委 員 長	内 村 仁 子
副 委 員 長	函 師 博 規
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	星 原 透
委 員	押 川 修 一 郎
委 員	黒 木 正 一
委 員	二 見 康 之
委 員	清 山 知 憲
委 員	井 上 紀 代 子
委 員	田 口 雄 二
委 員	鳥 飼 謙 二

説明のために出席した者

福祉保健部

福 祉 保 健 部 長	土 持 正 弘
福 祉 保 健 部 次 長 (保健・医療担当)	橋 本 憲 次 郎
医 療 薬 務 課 長	緒 方 俊
健 康 増 進 課 長	和 田 陽 市

事務局職員出席者

政策調査課主任主事	池 田 憲 司
政策調査課副主幹	山 口 修 三

○内村委員長 ただいまから医療対策特別委員会を開会いたします。

まず初めに、1点御報告いたします。

6日に開催されました政策条例検討会議において、条例の必要性等について説明してまいりましたところ、条例化に向けた検討を行うことが決定され、当委員会が「がん対策推進条例(仮称)」のワーキンググループに位置づけられましたのでお知らせします。

2月定例県議会での提案に向けて、今後、取り組みを進めてまいりたいと思います。

次に、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付の日程(案)をごらんください。

本日は、福祉保健部においていただいております。事業者におけるがん検診受診率向上の取り組みや禁煙、受動喫煙防止対策の取り組み状況等について、概要説明をしていただくことになっております。その後、先日行った県外調査

等を踏まえ、条例要綱案について協議を行いたいと思います。

本日は、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○内村委員長** ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。

では、これから執行部の説明に入ります。執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

---

午前10時3分再開

**○内村委員長** 委員会を再開いたします。

本日は、福祉保健部においでいただきました。

それでは、早速説明をお願いいたします。

**○土持福祉保健部長** おはようございます。福祉保健部でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の説明事項でございますけれども、お手元の委員会資料を1枚めくっていただきまして目次をごらんいただきたいと思っております。

本日、御指示のありました、一番上でございますが、事業者におけるがん検診受診率向上の取組ほか4項目の御指示がございましたけれども、3につきましては、御指示は一連でございましたが、項目を分けて記載をさせていただいております。詳細につきましては、健康増進課長より説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

**○和田健康増進課長** それでは、資料に沿いまして私のほうから説明させていただきます。

まず、資料の1ページをごらんください。

1の「事業者におけるがん検診受診率向上の取組」についてでございますが、県内の企業、団

体と連携し、がん検診受診率向上プロジェクトを実施しております。このプロジェクトに参加している各事業者におきましては、従業員や顧客等への受診勧奨や啓発活動として、リーフレットの配付等を、また、従業員に対する個別勧奨として、文書やメールによる受診案内を、さらに従業員の受診機会の拡大として、個人の希望を取り入れた検診日の調整等の取り組みがなされているところであります。

次に、2、禁煙、受動喫煙防止対策の取組状況についてであります。①の受動喫煙防止キャンペーンを実施し、たばこ等健康問題に関する知識の普及や受動喫煙防止対策の支援を行っております。その内容は、受動喫煙防止を呼びかける講演会の開催、ホームページによる受動喫煙をさせない正しいマナーや禁煙モデル飲食店等についての情報提供、ラジオ、テレビを活用した呼びかけ、啓発用ポスター、チラシ、ステッカーの配付などでございます。

②の地域・職域連携推進事業としまして、保健所単位で、行政機関や事業者、医療機関等と共同で受動喫煙防止対策のポスター、チラシを配付し、啓発に取り組んでおります。

③の未成年者の喫煙防止・受動喫煙防止・禁煙支援事業としましては、保健所において、未成年者や一般県民を対象にした講演会や健康教育を実施しております。昨年度は、合計で27回、2,944名の方に健康教育を実施しております。

2ページをお開きください。

3-1 がん登録の状況についてであります。

①院内がん登録につきましては、現在、県内で12施設の医療機関において実施されております。また、宮崎県がん診療連携協議会院内がん登録専門部会が宮崎大学医学部附属病院に設置されており、がん診療連携拠点病院等にお

ける院内がん登録の精度向上が図られております。

(2)の本県における地域がん登録の実施につきましては、地域医療再生計画(拡充分)を活用し、平成25年1月の症例からの登録開始を予定しております。地域がん登録室の設置場所等運用方法の具体的な設計につきましては、現在、検討中であります。参考としまして、ページの下半分に、地域がん登録の目的と仕組みを記載しておりますので、御参照いただければと思います。

次に、3ページの3-2 県内がん診療連携拠点病院等におけるセカンド・オピニオンの利用状況についてであります。

表の上段が、他の医療機関で受診中の患者に對しまして、セカンド・オピニオンを提示した件数で、平成22年においては、宮崎大学で10件、都城病院で6件となっております。表の下段は、その反対で、他の医療機関でセカンド・オピニオンを受ける患者等に、診療情報を提供した件数で、ごらんのとおりの状況となっております。

次に、3-3 がん患者及びその家族等により構成される民間団体のがん対策に資する活動に対する支援についてであります。相談支援センターの相談員、医師を含みます医療従事者、がん経験者など、がん患者サロン等にかかわっていただけると思われる方に、サポーターとしてかかわっていただくための講習会を実施しております。今年度は、今月の4日に開催したところでございます。

最後に、4 がん医療に関する情報の収集及び提供状況についてであります。がん診療連携拠点病院の相談支援センターにおきまして、国立がん研究センターがん情報サービス作成の

パンフレット(約50種類)の配付や、地域のがん医療に関する医療連携情報、セカンド・オピニオンを受けられる医療機関に関する情報、緩和ケアに関する情報を提供しているところであります。

説明は以上でございます。

○内村委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終わりました。御意見、質疑などがありましたらお願いします。

○清山委員 ちょっと確認させていただきたいんですけど、この3ページの3-2のセカンド・オピニオンは、これは上段がほかの医療機関からその病院に対してセカンド・オピニオンにより紹介されて、セカンド・オピニオン希望で紹介された数ですか。

○和田健康増進課長 そのとおりです。

○清山委員 そうですね。例えば、県立宮崎で言えば、44件県立宮崎からほかの病院へセカンド・オピニオン希望の患者さんを紹介して、県立宮崎に対して、セカンド・オピニオンで希望された方は、ゼロという数字ですね。

○和田健康増進課長 そのとおりでございます。恐らくこれは私どもの解釈ですが、基本的には、ここの上の5つの病院には、セカンド・オピニオンというよりも、がんの治療でほとんど紹介されて来られるのではないかなというふうに思っております。この5つの病院から出ていられるのは、恐らくもうちょっと高度の医療機関、例えば県外だったりとかにセカンド・オピニオンを求めて出られているのではないかなというふうに推測しているところでございます。

○鳥飼委員 そのところがわからなかったんですけど、下のほうは100件ぐらいあるんですね。上が16件ということで、ほとんどというか大多数、8割の人たちは恐らく県外でというこ

とになるんですかね。

○和田健康増進課長 ちょっとこれは情報収集をしてみたいと思いますが、場合によっては、県立病院あたりから宮崎大学医学部のほうに行かれています方もいらっしゃると思うんですけども、恐らく宮崎大学医学部あたりから、あるいは宮崎県立病院からセカンド・オピニオンを求めて行かれるというのは、恐らく県外なのではないかなというふうな推測はしております。

○鳥飼委員 前の委員会でもお聞きしたかもしれないんですけども、未成年者の喫煙防止、前、お答えをもらったかもしれないんですけども、実態といたしますか、小学生、中学生、高校生、大学生の状況を何らかの形でアンケートとかで把握しているとか、そういうことは行われていたんですかね。

○和田健康増進課長 母子保健の計画としてすこやか親子の計画がありまして、そちらの計画を作成するときに、一度教育委員会と連携して、アンケート調査を行ったことがあります。ここ最近では、直接学校にお願いして、アンケート調査をしたことはございません。これは我々も教育委員会としてどのように実態を把握していくかというのは課題であるかなというふうに思っておりますので、御相談をした上で検討したいなと思っております。

○鳥飼委員 これはいつごろか、覚えておられなければいいんですけど、どの程度とか、何かないんでしょうか。わからなければ結構ですけど。

○和田健康増進課長 済みません、今手持ちの資料がなくて、私も記憶がちょっとないものですから、いかがいたしましょう。策定当時の分を後ほど提供するというところでよろしいでしょうか。

○鳥飼委員 そういう実態を正しく把握をするというのは非常に大事なことだと思うものですから、どういう状況なのかなというようなことで、できたら簡単な資料でいいですので、お示してください。後でいいですから。

○和田健康増進課長 確認した上で御提示をさせていただきますと思います。

○星原委員 がん登録、これはどういう趣旨か、ここに仕組みとしては書いてはあるんですが、過去にがんになった人たちがそれぞれどこかに登録していくと。

○和田健康増進課長 これにつきましては、登録を開始した時点から診断された患者さんになります。新たに診断された患者さん。過去にさかのぼって登録ということは今のところ考えておりません。

○内村委員長 県外調査でいろいろと調査してきたところですが、そのことで何かお聞きになりたいことがありましたら。

○井上委員 私は一般質問したので、ちょっと聞きづらいところもあるんですけど、申しわけないです。重なる部分があるかもしれませんが、さっきの禁煙の問題なんですけど、今回、調査に行かせていただいた熊本県などは、県民全体の大変細かなデータをとっておられるんですよ。そして、それは世代別であったり年代別であったり。

それと、もう一つは、喫煙によつての、その影響によつて、どう病気に対して影響があるかという認識度、それに対する認識度というのなんかもとっておられて、細かいデータを私どもみんな行っておりましたので、それをいただいたんですよ。そういうのを細かく読ませていただくと、やはり今回、私どもがん条例をつくるということになってくると、本当に何度も申

し上げて恐縮ですが、実効性のあるものにしないといけない。県民に広がっていかないといけないということとかを考えれば、やっぱりそのことを一つのキャンペーンしていくということと、がん条例のキャンペーンと同時に、それを丁寧な形で、どういう認識を県民がお持ちなのかということも含めてとっていただければと思いますが、それはいかがなんでしょうか。

**○和田健康増進課長** 他県の項目は確認してみないといけないんですけれども、とりあえず、現在実施しております県民健康栄養調査のアンケートの中で、喫煙が影響する疾病等の意識調査というのは含めているところがございます。

**○井上委員** それはいつごろ出るんですか。

**○和田健康増進課長** ほぼ今終了しておりますので、今年度末ぐらいまでにはデータ解析ができるのかなというふうには思っております。

**○井上委員** その出たデータについての扱い方なんですけど、それというのはどういうふうなデータを、例えば県民に明らかにする場合も含めて、どんなことをお考えなんでしょうか。例えば、禁煙、受動喫煙防止対策の中でというふうにして考えれば、そのほかの展開というのはどんなことを考えておられるんですかね。せっかくのデータをどう活用していこうとされているのか。

**○和田健康増進課長** これにつきましては、一番上位の運動になります「健康づくり日本21」を受けまして、今宮崎の「健康みやざき行動計画21」というものを策定しております。これが来年度に改定時期に入っております。国の計画の改定を受けながら、基本的には健康づくり計画の中に一番は反映させていくというふうを考えておりますので、それと同時に、その健康づくりの計画の中には、分野としては、栄養、食生活、もちろんたばこ、飲酒、がん、それか

ら心臓病、糖尿病とか含まれておりますので、がんの部分については、現在、行っておりますがん対策の推進計画とかと整合性をとりながら、その中でデータを明らかにしていきたいというふうを考えておりますし、県民健康栄養調査そのもののまとめも公表するというを考えております。

**○井上委員** 期待したいと思いますので、よろしく願いしておきます。

それと、先ほど鳥飼委員からも出ましたけど、未成年者の喫煙防止、それは実際教育委員会から出た授業で使っている資料とかを見せていただいたんですけど、あれを読んで子供たちが本当に理解できるものかどうか、若干疑問を持つんですよ。低学年から高学年、高学年からの教育でしたけど、それが小学校の高学年から中学校、そして高校に至っていくわけですけど、それについて、教育委員会と議論されたりしたこと、意見交換されたりしたことはあるんでしょうか。

**○和田健康増進課長** 教科書の中身とか、そういうことについてはちょっと議論はしたことがないんですけれども、対策をどうするかということは、意見交換はさせていただいています。それから、地域によっては、小学校、中学校とかであれば、学校のほうから、たばこ対策だけじゃないんですけど、たばこ、アルコール、薬物関連で教育の依頼を受けることもあって、それに例えば保健所が対応したり警察が対応したりとか、そういうような取り組みも実施はしているところですけども、教科書にどのような記載があるかというようなことについては、全く議論をしたことはございません。

**○井上委員** 次、もう一つお願いします。がん登録の関係のことですけども、これからなの

で、ぜひちょっと御検討いただきたいのは、他県に今回調査に行かせていただいたときに、住基ネットの活用、そのことが出ているところというのは結構多かったんですけど、今回、質問しましたら、けんもほろろの回答はいただいたところですが、これの機密との考え方ですよ。活用法、そしてまた、それは全く宮崎県として考えられないのか。この先はどうしていききたいのか。そこを教えていただけますか。

**○和田健康増進課長** 部長の回答でも検討するという事になっていたと思うのですけれども、これにつきましては、住基ネットの担当課がちよっと違いますので、我々登録をする者にとりましては、これを活用するという事は非常に意義があるというふうに思っておりますので、当然活用する方向で、今後いろいろ検討はしていきたいというふうに思っているところです。

**○井上委員** 担当が違うのはわかる。担当が違うのはわかっているんですよね。市町村を含めてそこを議論しないといけないんですけど、だからこそがん登録の、いつも検討するというのはもらうわけですよ。検討した結果は聞いたことがないんですけど、だから、やっぱりそれはきちんとしたのを仕上げていくということからすれば、どこも住基ネットの何も書いてもいないし、だから書けないということですよ。

**○和田健康増進課長** ちょっとどういうふうに御説明するのがいいのかわかりませんが、基本的には、私どもの考えとしては、担当課がどういうふうに考えているかわからないんですけど、条例を改正してでも、がん登録で利用するような方向でいきたいというのが希望です。

**○井上委員** 希望はわかります。だから、そうしてほしいわけよね。だから、どういうふうにアプローチをして、そこの相手方と言ったらお

かしいけど、具体的にその具体性はあるのかどうかということ。私たちは皆さんの仕事の範囲のことではなく、それは可能になるのかどうかということを知っているわけだから、ただ検討しますでここで引っ込まれると、非常に困ります。どんなふうにしていくのか。

**○橋本福祉保健部次長** 本会議でも先生のほうから御質問いただきまして、今課長も申し上げましたように、先生、御案内ありましたように、大阪府とかで現にそういうふうに使っている例があるということを知っておりまして、ただ一方で、これから今制度設計をしていくに当たって、その活用方法をどのようにするのかというのをまさに、そこは純粋に本当に検討しなきゃいけない。結局ここは行政同士の情報のやりとりになりますので、活用方法として住基を我々使うほうとしては住基を使ったほうが便利であろうというのは先生の御指摘もあって認識したところなんですけれども、一方で、これは住基を使いますと、システム開発もかかってまいりますし、あとはこれは医療情報でございますので、住基として活用するのがいいのかどうかというのも結構な議論があり得るところでございますので、その辺も総合的にこれから検討していくと。利便性と、それにかかるコストとかを、そこはちゃんと検証しなければならないという意味で検討してまいりたいということでございまして、全く視野にないということではございませんので、逆に使わない場合であれば、こういう理由でこちらのほうがより効率的であるとか、費用対効果とか、その辺も含めて検証していく必要があるかと思っております。

**○鳥飼委員** もうこのことで議論するというのは終わりになるだろうと思うもんですから、お

願いをしておきたいんですけれども、委員会でいろいろとがん対策基本条例をつくろうということで議論をしてまいりました。パブリックコメントをとったりとかいろいろやってきて、施行の問題に出てくるんですけれども、当然この趣旨というのは、福祉保健部の皆さんが十分理解をいただいていると思っっているんですけれども、じゃこれからどうやって県民の皆さん方に周知を図っていくか、そして、より実効性のある事業をやっていくかということが出てくるわけなんですけれども、それは今、検討していただいていると思っっていると思っますかね。

**○和田健康増進課長** 我々もその方向で考えておりますし、来年度は計画の改定時期でもありますので、同時に計画の改定等いろんな意味で県民への普及啓発と一緒にできれば大変いいのかなというふうに考えているところでございます。

**○内村委員長** よろしいでしょうか。それではないようですので、これで終わりたいと思っます。執行部の皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩

---

午前10時28分再開

**○内村委員長** 委員会を再開いたします。

条例要綱案の協議に移ります。

後ほどパブリックコメント等の実施についてお諮りしますが、本日は、委員会としての要綱案をまとめ上げる協議になりますので、御協力をよろしくお願ひいたします。

お手元の資料1をごらんください。

まず、前回の委員会で、要綱案3ページのがんに関する教育の推進から協議を行っただ

きました。

前回の委員会における委員からの御意見をもとに、緑の文字で要綱案を修正しております。

そのほか2ページ以降についても、委員協議に基づいて、項目の順番に入れかえ、項目の追加や削除、文言の修正・整理等を行っっております。そして、現在の最終版を整理したものが資料2になります。

正副委員長で引き取らせてもらいまして、検討した結果、特に説明すべき事項としまして、4点御説明いたします。

3ページ「11 がんに関する教育の推進」ですが、前回の委員協議では、「社会教育」の文言を入れるべきではないかとの御意見を伺ったところですが、正副委員長で検討しましたところ、「7 がんの予防及び早期発見の推進」の①と重複するのではないかということで、現在のところ、文言の追加を見送っております。

2点目は、4ページ「9 緩和ケアの推進」の②ですが、関係機関の連携協力体制の強化については、項目「8 がん医療の充実」にありますので、必要ないのではないかとの御意見でしたが、次の「10 在宅医療」の推進にも入れておりますし、別で項目立てしていることもありまして、残したほうがよいのではないかと考えたところです。

3点目は、「9 緩和ケアの推進」の④ですが、在宅で緩和ケアを受けることができる体制整備については、「10 在宅医療の推進」とどちらに入れるか議論がありました。緩和ケアの推進に盛り込んでおります。

最後に、5ページ、「18 条例の見直し」ですが、これは県外調査で伺った大阪の条例を参考に、多くの委員が共感されていたこともありまして、正副委員長（案）として新たに盛り込ん

だところす。

そういった点も踏まえまして、説明のあった前回からの修正分について、御意見等ございませんか。

○**清山委員** 結構包括的な条例になっているかなと思うのですけれども、済みません、これ質問というか、大阪では結構執行部とも確認をしてたんですかね、たしか。これってというのは、内容というのは、執行部なんかのチェックというか、健康増進課なんかのチェックというのはされるのか。今後されるんですかね。ちょっとごめんなさい、私はその辺わからないものだから。

○**池田書記** パブリックコメント等を実施するかについて、そのほかにも執行部を含めて、関係団体への文書による意見収集、そういった手続について実施するかどうか、また後でお諮りしていただきますけど、そういうことも可能だということで御理解いただければと思います。

○**内村委員長** これからパブリックコメントに入るかどうかの検討もありますので、後ほどお伺いしていきます。あとはよろしいでしょうか。

○**井上委員** 「18 条例の見直し」のところなんですけど、これはやっぱり条例の見直しというのは、やっぱり大切だと思うんですね。これでいいんですが、このがん対策推進計画に法第11条第4項の規定というのをちょっと教えてもらいたい。法第11条第4項というのは、法律ですよ。これは大もとのほうですよ。

○**内村委員長** 大もとのほうです。ちょっとお待ちください。

○**井上委員** この法というのを、何々と具体的に書いていただくといいなと思います。読んだときにわからないので。

○**内村委員長** 県が状況の変化を勘案して、少

なくとも5年ごとに計画を見直すという法が、これに入っているということですね。5年ごとに見直す。

○**井上委員** この法というのは、もともとの法は何法ですか。

○**内村委員長** がん対策基本法です。

○**井上委員** 「がん対策基本法第11条第4項の規定により検討を加える際に」とすればわかりやすいけど。

○**内村委員長** そこに「がん対策基本法」を入れてより具体的にということですね。

○**井上委員** 「がん対策基本法第11条第4項の規定により検討を加える際に」と。よそのところは2年ごとで見直すとか、具体的に書いていたじゃないですか。だから、こういうふうにして、「がん対策基本法第11条第4項の規定により、検討を加える際に」とかいうふうにしたほうが県民が見たときにわかるか、それとも具体的に「法にのっとり」とか「法にのっとり5年ごとの見直しに何とか」とか、そういうふうにしたほうがいいのか、そういうことですよ。

○**二見委員** がん対策基本法第11条4項の中身は、どういう内容なんですか。

○**内村委員長** 第11条第4項というのは5年ごとに計画を見直すということなんです。

○**二見委員** 計画と条例を連動させないといけないという見直しのやり方ではなくて、条例は条例で地域に合った見直しのやり方でいいと思います。地元の意見を聞きながらその都度見直さないといけないところは見直さないといけないでしょうし、あえてここに「がん対策基本法にのっとり見直す」というふうに入れる意味は何なんでしょうか。

○**星原委員** あわせていいですか。計画が変わったときだけなのか、社会情勢とかいろんなもの

が変わったときに、その計画以外のものも項目として上げておるわけだから、中身によって変わる可能性はあるわけです。私は、それを5年ごとにこれで縛ってしまうと、5年ごとにしか見直さないということになってしまうので、逆に言えば、期間をもうちょっと設けて短くするのか、随時にするのか、ある程度やっぱりこの条例が生きた形の条例にするには、そういうふうにしていかないと、変わったとき見直すというけど、精神条例みたいなものだけど、こういうことを入れたほうがいいんじゃないかというときなんかには、対応ができないことになってしまうような気がするんですね。あわせてとか、何かこれとあわせてだとか、あるいは年限もこの計画を5年ごとしか見直さないんだったら、本当に5年ごとでいいのかどうかというのが出てくる可能性もあるんですね。

**○内村委員長** 大阪の条例が、「知事はこの条例の施行後2年目をめどとして、この条例の規定内容について検討を加え、その結果に基づいてこの条例の見直しを行うものとする」となっているんですが。

**○井上委員** まず宮崎県に即した形にしたほうがいいと思うのですね。

**○鳥飼委員** 1つは、福祉保健部との協議ですよ。実質的にはあそこがやるわけですから、これはやっぱり十分協議をしたほうが、より実効性が保たれるということで、それは正副委員長でやっていただいたほうがいいのかというのが1つです。それは検討していただければいいです。

もう1つは、この見直しなんですけれども、これまでの、この中では、議長に報告をするとか、これについて結果を2年ごとに報告をするというのを求めることができるのだったら、向

こうがどうかというのとはわからんけれども、それはちょっと無理ですわということになれば、それは考えないといかんけれども、そういうことも一つの方法ではあるんですよ。この条例のいろんな取り組みをやった結果を議長に報告をするとかいうのも一つの方法。しかし、それは難しいなというのが出てくれば、それは今から検討してもらって削除してもらってもいい。それが1つと、もう1つは、このままの条文でいけば、恐らくこの中には、がん対策基本法という文章というのは出てきてるんですかね、これまでに。この17まで、18以前に。

**○内村委員長** 基本法は出ています。

**○鳥飼委員** 出ているということであれば、「法11条の4項の規定により、がん対策推進計画に検討を加える際に」というふうにして変えれば、スムーズにわかるということです。

**○内村委員長** 「2 県の責務」のところを出ています。

**○鳥飼委員** 出てきているということであれば、「法11条の4項の規定により、がん対策推進計画に検討を加える際には」というふうにしていけばいいということなんですけど、いろいろ意見が出てますので、大阪の場合のようにせんないかんということもないし、計画の見直しに合わせんといかんということもないし、何が実効性がとれるか、担保できるかということで決めていけばいいんじゃないかなという気はしますけどね。

**○二見委員** それとこの条例の見直しをするのは、どこがチェックしていくのかということですね。特別委員会はどうなくなってしまうと思うので、つくる時はいいんでしょうけれども、その後は厚生常任委員会がその都度見直しをされていくのかなというふうには思うのですけれ

ども。

○内村委員長 今から執行部、知事が見直していくことにこれはなっていくと思います。

○二見委員 執行部のほうがチェックするわけですか。

○井上委員 防災対策推進条例は、見直しが出たりとか、そういうふうになっているけど。

○鳥飼委員 知事もやれるし、議会もやれるということですよ。

○井上委員 両方やれると。

○押川委員 4月からずっとがんの推進条例ということでまとめてきたところではありますが、そういう中で、ちょっとやっぱり気になっていることが、7の②なんですけれども、学校、病院、官公庁その他の公共性の高い施設における喫煙関係でありますけれども、実は、昨年22年10月なんです、県のたばこ耕作組合あるいは販売店のほうから、前知事に対して実は要望書という形で上げられて、一律的に全面禁煙とかそういうことじゃなくて、分煙の施策推進を主眼としてお願いしたいということで実は上がっておりまして、できればそういう方向でこういった団体の方の要望あたりを踏まえて、本県のそういう状況もかんがみいただいて協議をしていただくとありがたいなということで、ちょっとここで御提案をさせていただきたいというふうに思います。

○井上委員 押川委員の意見に対して、反論というふうに捉えないでほしいんですが、喫煙促進ということはできないわけですよ。例えば、熊本県では、県民の意識のところに、こうこうこういう理由で、県民はこういう認識を持っていますと、できるだけ禁煙の方向に向かってみんなです。そして、最後のところに、熊本県は、葉たばこ生産日本一ですということを書いて、

その団体の方たちから、葉たばこを自分たちが栽培していく、それについての支援というか、そこは、栽培してはいけないなどというようなことはしないということについて、県としても、それはちゃんと受けとめていますというのがきちんと1項目入っているんですね、私たちもいただいた資料で、全体に出された文書の中に、そこは受けとめている。それはどなたも栽培している農家に栽培したらいかんわとか、そんなことは言ってないわけで、だから、一方ではその支援というのは県議会も十分、あとの方と、やっていきたいという方に対する支援というのは、県議会でも今回も議論があったとおり、それは推進していこうとしているわけですよ。ただ、少なくともがん条例をつくる一方で、喫煙を推進するとか、促進するとかいう立場には立てないということは明確だと思うんですね。だから、県民の健康を考えれば、禁煙がいいわけで、そこは押川委員が言われることについては十分皆さん認識した上でのきょうの議論だというふうに私は思っているところなんです。

○内村委員長 今、ちょっと7のほうに入りましたけど、その前にこの18が先に議題に上がっておりますので、ここの18の条例の見直しのところをちょっと済ませてから次にまた入りたいと思いますので、そこをよろしくお願いします。

ここの「18 条例の見直し」についてですが、これを2年と期限を切るのか、それとも一応このがん対策基本法は前に出ているわけですが、この文言を入れるのか、それともその都度状況に応じて必要な措置をとるということにするのか、そこ辺のところの協議をお願いしたいと思います。

○緒嶋委員 これは柔軟に対応できるように常日ごろ必要に応じて見直しができるようにしと

かないかんです。

○星原委員 基本法だけじゃいかんと。

○緒嶋委員 そうそう。あんまり基本法にのつとれば、見直しがなかなか、かえって逆に抑えられるようなことではいかんわけですからね。

○内村委員長 では、この18のところで、「がん対策推進」、ここをずっと抜いて、「この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」ということに和らげるか、何かそういう案はありませんか。

○清山委員 基本法の4項目を見たんですけれども、少なくとも5年ごとに検討を加えて、都道府県の推進計画を変更しなければならないと書いてますが、これは単純に、例えば、この条例の見直しで、がん対策推進計画に変更があった場合、もしくはその他必要と認めるときに、この条例を見直す必要な検討を加えるときか、その2つのパターンを書いたらどうでしょうかと思って、必要に応じてということと、宮崎県がつくるがん対策推進計画に変更があった場合と。そうしたら柔軟に対応できるのかなと。

○函師副委員長 がんの対策基本法に改正時期、見直し時期の根拠なり関連を求めていただけてあって、そこに縛られる必要は何もありませんし、今、清山委員の言われるように、「及びその他の必要と認められる時期」とかいう文言をつければ、非常に包括的に見直しができるのではないかと思います。

○内村委員長 そこをちょっと正副委員長のほうでいろいろと検討して考えて、させてもらっていいでしょうか。文言を柔軟に持っていくということ。

○井上委員 この条例の見直しの項目があるということはいいと思うんですね。

○内村委員長 だから、この18の条例の見直しというのはこのまま置いて、中の文言については、ちょっと検討させていただいてよろしいでしょうか。柔軟にさせていただきたいと思いません。

○二見委員 先ほどちょっと言ったことなんですけど、執行部が計画を見直すから、これも検討しないといけないといって、議会のほうにもそれをチェックする機能があるから、そういうことができるということなんですけど、ここだけ主語が全く抜けているというのは、どうなのかなという気がするんですけど、ちょっと皆さんの御意見をお伺いしたいなと思うんですよ。というのも、やっぱり計画自体を県のほうがつくられるのであれば、その都度やっぱり県のほうに、まずはこの条例との整合性とかを検討していただくというのも、基本として、なおかつ、議会というものはそれぞれの地域からの代表として来ていらっしゃるわけですから、その都度必要なときに意見を上げることもできるし、この改正とかも議論することもできるでしょうから、そういった意味も含めて、やはり基本は県、僕の考えですけど、県が一応計画にのっとして、まずは改正をしていただくということと、議会のほうから、その都度、必要に応じて、意見の提言とかできるというような形にしたほうが、一般の方がこれを読まれたときに、これは、じゃだれが見直しをしていくのかとかいうことを、あんまりたくさんの方はいらっしゃらないでしょうけれども、ぱっとしたときに、その所在が明らかになるんじゃないかなと思うのですが、皆さんの御意見をちょっとお伺いしたいと思うのですけれども。

○内村委員長 今、二見委員から出ましたことで、主語が抜けているということですが、大阪

のは、「知事は」というのが頭出しにしてあるんですが、そういうふうにして、条例改正のときはどっちみち議会にも案が出てくるわけですから、そこをどう入れるか、その辺も含めて検討させてもらっていいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、18については、そのようにさせていただきます。

次に移ります。先ほど、押川委員からも井上委員からも出されました、極めて影響が多い部分として考えております「7 がんの予防及び早期発見の推進」の②についてですが、前回の協議では、県外調査等もあるので、他県の状況等も踏まえ議論を行うということになっておりました。なお、前回の委員会でも正副委員長から発言のありました、すべての事業所と工場に「全面禁煙」か「空間分煙」を義務づけ、国が基準を厳格化させる方向で審議しております労働安全衛生法改正案については、今国会中の成立が困難ではないかという報道がなされております。どこまで条例に盛り込むか慎重に議論を行ってほしいと考えておりますが、この部分について、御意見がありましたらお願いいたします。

○清山委員 ちょっと早口でおっしゃったので、どういう説明をされたのか。

○内村委員長 すべての事業所と工場に、全面禁煙か空間分煙を義務づけ、国が基準を厳格化させる方向で審議しておりますということで、労働安全衛生法改正案については、今度の国会に成立が困難ではないかという報道が今されたところですがけれども、ここをちょっと検討。国のほうで決まってしまうと、またいろいろあったんでしょうけれども、これについては、今議論がなされているんですね。

○井上委員 今の書き方は、むちゃくちゃ緩やか

かじゃないですか。本当はもっとがちっとしたいけど、緩やかじゃないですか。これ以上に緩やかにするということになる、非常に私は問題があると思いますけどね。緩やか過ぎていいのかというのがちょっと心配ですけどね。

○内村委員長 今、7の②についてですけど。

○井上委員 この7の②は非常に緩やかですよ、はっきり申し上げて。

○内村委員長 今出ているのは、「学校、病院、官公庁、その他の公共性の高い施設における喫煙の禁止及びそれ以外の多数の者が利用する施設における受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）の防止対策の促進」となっているわけですね。

○井上委員 だから、分煙をしてくださいよという程度でしょう。

○緒嶋委員 とりようによってはそう言われるかもしれないけど、喫煙の禁止ということになると、これはもう全面的にやめるのが禁止ですから、これはなかなか影響が大きすぎると思うのですがね。「禁止」を入れれば、何か罰則規定を入れないかんじゃないかというような理屈にもなってくるんじゃないかと思うからですよ。禁止というのは、ある意味では、完ぺきにやめなさいということだと思っただけなんです。そして、国の動きもそういうのがあって、要はまたそれを変えるということで、当面はいろいろ異論があれば、ここをはっきり喫煙の禁止というのは、これはなかなか問題もあるんじゃないかなという影響がですね。それだったら、またこれは恐らく意見はいろいろ割れるところだろうと思うんですね。

○内村委員長 暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

---

午前11時6分再開

○内村委員長 委員会を再開させていただきませう。

この禁止という文言をどうするかを議論していただきたいと思ひます。

○星原委員 喫煙の禁止に努めとするのはどうでしょうか。

○井上委員 努めるという表現はいいと思ひうけど。

○内村委員長 「喫煙の禁止に努め」ですか。

○井上委員 そういう方向性があるということを出したほうがいいと思ひうんです。

○押川委員 禁煙ということで決めてしまうと、県庁内ではもうどこも吸えないということが出てくるんですよね。職員の皆さん方も、議員の皆さん方にもかなりの影響が出てくるのかなという気がするんですよね。

○井上委員 禁止という方向性を……。

○内村委員長 今のこの禁止に努めるという案と、それからここを分煙ということに、喫煙の分煙及びそれ以外の場所で云々ということですよ。「禁止」ということを「分煙」ということにするということですが。

○鳥飼委員 でも表現は正副委員長でうまいぐあいに練ってもらえばいいと思ひますけど。

○凶師副委員長 パブリックコメントをとる可能性がありますので、きょうの協議で掲げたいということがあります。

○星原委員 「禁煙」という文言がやっぱり抵抗があるんですよね。市町村では分煙しているわけですよね。そこで禁煙としちゃうとかなりの影響が出ると。

○内村委員長 今、7のところの頭出しのところ、「県は、がんの予防及び早期発見に資する

ため、関係団体等と連携し、次に掲げる施策の推進に努めるものとする」というのがもうここで既に入っていて、そして、その次にまたもう一回、「努めるものとする」となると重複してしまいます。そして、今、出た意見では、この②のところに、「禁止」と入ってしまうと、今話の出ました、各自治体はもう分煙をしているところが結構あったりして、これがそこまで禁止ということになっても、またどんなかなということがあると。ここを施設における喫煙の分煙、禁止を抜いて「分煙」でいって、また次の18のところに「改める」というのが入っておりますので、いつか時期を見て、時代がそうなったときには、また禁煙にするという形の改正もできますが。

○星原委員 それで今回は何とか、本人も体に悪いんだから、だんだんそういう方向に努めていくだろうし。

○鳥飼委員 最初に委員長が言ったように、「努めるものとする」とあるわけだから、「禁止」と書いても、禁煙に努めるものとするというふうに読むわけだから、実際はそういうことになるんですよね。あとは押川委員やら星原委員がどうするかですわ。全部「分煙」だけじゃちょっとメッセージとしては、あとは、「おまえどんは何考えちよっとか」というのが必ず出てきますよ。説明せいと言われたら説明できんでしょう。

○星原委員 一気に禁止までじゃなくて、分煙から禁止という段階的にいけないかなというのが会派の中でも最終的に出ました。条例をつくるから、それは確かに、うちも清山委員が言って、そういう形で話は出ていることは出ているんですけど。吸っている人だけじゃなくて、耕作者やら、うちも熊本県に次いで2番目の耕作県でもありますし。

○鳥飼委員 分かるんですよ。実態として耕作者の人たちがいるというのわかります。わかりますけれども、県議会がせっかくこの条例をつくるというメッセージを、実態よりかおくれたようなメッセージを出したら、僕はそれはいかんと思うのですね。結局、今敷地内全面禁煙にしているところもあるし、分煙でぐっと絞っているところもあるし、それをぐっと緩めるような案は出すべきじゃないと思いますね。

○清山委員 もう一つ妥協というか、やわらげる方法として、名前を上げたら角が立つのであれば、「学校、病院、官公庁」を除いて、「公共性の高い施設」にまとめるとか、どうですかね。

○函師副委員長 禁止は残すんですか。

○清山委員 そこはまだ議論の余地がありますよね。

○新見委員 鳥飼委員がおっしゃいましたけど、一番案文に「推進に努めるもの」というふういうたってあるわけですから、あとは下の個別の項目については、ある程度きつい表現でもいいんじゃないかと思いますけどね。どうしても分煙とかいったら、ちょっと引いてしまうようなイメージがありますね。だから、喫煙の禁止でいっても、絶対禁止しないとイケないというふうじゃないから、この「努めるものとする」という文言で救われるわけですからね。

○星原委員 だから、上ではそうやっているけど、下で完全に「禁止及び」とうたい込みがあるから、それはやっぱりそっちが細かく今度分けたという形にとらえるよね、そこを。禁止になったら。

○清山委員 時間が少しあるのだったら、お昼の休憩を挟んで、午後検討というのはいかがでしょうかね。

○星原委員 うちの議会だけじゃなくて、要す

るにほかの職員もそうだろうし、どこの官公庁もね。職員もあると思うんですよ。今吸っている人たちもだんだん、こういう形が出てくることで、狭まっていく方向にはいこうと思うのですよね。我々も他人に迷惑をかけちゃいけないという感じで、どこでやめるかなという方向性には、私はこういうことであらうことで、条例つくることで、より県民にも、今我々のところだけでなく、一般県民にも健康によくない、がんになる可能性が高いのはたばこなんでやめましょうということで、要するに今まで真っ直ぐな幅が細くなっていく可能性はそこにある中での、どこかで法律が変わったときに、もう禁止なら禁止に持っていけるような方向の見方がとれんかなという感じはするんですよ。もう言われることはわかっているんですよ。我々も自分で吸ってないから、本当は。それは十分、一番そうやってうたい込みができれば一番いいんだけど。

○井上委員 禁煙に努めと。喫煙の禁止とか言うと言葉が強いから、「禁煙に努め」でどうですか。

○星原委員 そこら辺が我々の妥協点になってくるかどうかなんですけど。

○鳥飼委員 禁煙に努めるぐらいは言わんと、分煙だけでいいですわとなったら、おまえどんは何をしてるかということになると思うから。1年間議論してそんなこつかよと。

○函師副委員長 「禁煙に努め」というような折衷案が出されておりますが、いかがですか。自民党会派さんのほうで。

○緒嶋委員 実際分煙の施設があるところもあるわけよね。努めるというのは、それをなくすということになるわけですか。分煙もだめということですけど。

○**図師副委員長** 将来的にはということでしょうか。

○**緒嶋委員** たばこを吸うことはならんよということでしょうか。

○**井上委員** 日本としてはそうなりつつありますよ。でも、現実には吸っている人もいるということも事実ですね。社会保障費が何とかかんとか言ってる割には、ずっと吸い続けているわけですよ。

○**清山委員** 禁煙・分煙という言葉を出さないと、この後半に出てくる「受動喫煙の防止対策を徹底する」とかはいかがでしょうか。

○**鳥飼委員** やっぱり世の中がそういうふうになっているわけだから、ある程度のメッセージは出さないと、やっぱり弱いですよ。何のためのこの条例をつくるのかと、1年間議論したのか、パブリックコメントをやっても、賛成派・反対派から来ると思うんですよ、たばこ吸う人から。たばこ吸わん人は、何をやってるの、あんたたちはと、こうくるだろうと思うのですよ。そのときまた判断を迫られるから。

○**二見委員** そこ辺が、だから吸っていいんだけど、要するに吸っちゃいけないというふうに施設として禁止していく方向なんですよ。

○**鳥飼委員** 最初はぐらぐらとあつたのを絞ってきたと。それも特定の公のところが率先して条例を推進しましょうということでこういうのが上がっているわけだけど、じゃ、医学的にもたばこを吸ってもがんにはなれませんよと。そうじゃないけど、がんになりますよというのがあってこれをつくっているわけだから。一定の何か、少しはここがこうですよというのがあった後に、それも認めると。数字も認める。けど、分煙に努めるとか、一つは何かないと、やっぱり何のためにこの条例をつくったのねというよ

うなことになるんですよ。

○**二見委員** 施設等において禁煙を絶対に推進するとなれば、やっぱりそういう吸う人たちの権利が制限されるわけじゃないですか。ここの箇所については、受動喫煙が一番の問題になっているという項目だと思うんですよ。項目自体はがんの予防及び早期発見の推進じゃないですか。つまり、他人の煙を吸わないということで、要するに吸わない人たちの健康を守ろうという項目ですよ、これは。

○**鳥飼委員** そうすることでがんになるのか、ならんのか。がんのケースがあるのかどうかということなんですよ。それはまあそうかもしれないけど、違う意見もあるよということであれば、それはそれでいいですよ。

○**星原委員** パーセントじゃないんですよ。

○**鳥飼委員** だから、そこ辺の議論ですよ。結局たばこを吸うこと概念をどう認識するか。それをどうやって、耕作者の人たちもおるし、たばこ愛煙家もおるから、それをうまいぐあいに折り合っていくか。しかし、県はこうですよというのを、どれだけうたい込んでいくかということですよ。

○**緒嶋委員** 「禁煙又は分煙に努め」というのはどうかな。

○**星原委員** 吸えるところがほかにもあることはあるのよね。場所を変えればね。だから、最初からそういくのか、少し本当は最初からいかなんないかんという意見ももつともだし、我々とすれば、こういうことで、本人の健康だから、本人も当然そう考える、周りにも迷惑をかけているということであって、つくられることで少しずつ狭まっていく形で。

○**内村委員長** 今、ここの場所が禁止というところを、「禁煙又は分煙に努め」という案が出て

いるんですが、どうでしょうか。

○鳥飼委員 推進をするところはどこなのか。最初から制限が厳しいから、当面、やっぱり法律をつくる、条例をつくる。じゃ、一番最初にそれを守ろうというのはどこなのかということですよ。おれは知らんぞと、つくっても、そういうことであれば、やわらかいやつでいいですよ。

○井上委員 一番は県民の健康だからね。ということになると、やっぱり禁煙なのよ。

○鳥飼委員 おれは吸ってもがんにならんという人がおるから難しいわけですね。

○緒嶋委員 明確にうたっていないわけでしょう他県の例、どうですか。

○内村委員長 暫時休憩いたします。

午前11時23分休憩

---

午前11時25分再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。副委員長の方から御紹介いたします。

○函師副委員長 長崎が受動喫煙の防止のための県庁舎、学校、病院、公園、歩道その他の多数の者が利用する施設における分煙又は禁煙の促進。

○星原委員 それぐらいのところに何とか落ち着かんかな。それで後、法律が変わったときに見直しで。禁煙が最後に入る。分煙又は禁煙と。

○井上委員 宮崎らしさを出さんといかんから、禁煙又は分煙よ。

○内村委員長 よろしいですか。長崎が「受動喫煙の防止のための、県庁舎、学校、病院、公園、歩道その他の多数の者が利用する施設における分煙又は禁煙の促進」と入っています。長崎県の条例を参考にしてはどうかという御意見が出ましたが、これでどんなでしょうか。

○新見委員 長崎の条例は、本県のように、「県は、推進に努めるものとする」というような表現をされてないんですか。

○内村委員長 「県は、がんの予防及び早期発見に資するため、次に掲げる施策を推進するよう努めるものとする」というのが頭に入っています。

○星原委員 長崎でも多分いろいろあったと思いますよ。今みたいな意見があつて。最終的に入れるとすれば、そこに集約したから。ほかの県はどこも入っていないんですか。

○清山委員 私が見つけたものでは、長崎県以外にも、徳島県が「多数の者が利用する施設における禁煙その他の受動喫煙の防止のための措置の促進」と、群馬県が「禁煙の推進」となっています。

○星原委員 禁煙の推進ですよ。うちみたいに「禁止」と入ると、「禁煙を推進」という言葉はいいけど、「喫煙を禁止」とうちのはここにうたっているから、ここになるとちょっときついですね。やっぱりみんななども「推進」ぐらいで抑えておる。「禁止」とうたうんじゃないくて。

○井上委員 最初に出たように、「禁煙に努める」とか「禁煙の推進」とかいうふうにしたら。

○星原委員 だから、長崎の条例が一番文言としてもいいような気がするけど。

○函師副委員長 岐阜県も長崎と一緒にです。

○星原委員 我々は吸ってないから、吸ってない側からすれば当然そう言うけど、やっぱりその辺が多少あつて、どこの県でもつくるときにそこまで一気に持っていくのに持っていけなかったと思うんですね。

○内村委員長 暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

---

午前11時32分再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。

「喫煙」のところちょっと今分かれているところですが、この各県の「分煙」「禁煙」「禁止」、いろいろ出ているところですけども、これをどうするかでちょっと会派に持ち帰っていただいて、また午後1時に再開ということで、よろしいでしょうか。

○星原委員 今持ち帰る課題はこれが一つだけです。あるのならここで出してからがいいと思いますけど。

○内村委員長 その他の部分で議論したいところはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員 1時には18の条例の見直しのところの文章も確認できるといいと思いますけど。

○内村委員長 分かりました。正副委員長案を提示したいと思います。

○鳥飼委員 以前いただけてますが、他県の条例で参考になる部分についていただけると。

○内村委員長 分かりました。準備したいと思えます。それでは、暫時休憩いたします。

午前11時34分休憩

---

午後1時10分再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。

まず初めに、7に入る前に、18のところで、見直しのところがありましたけれども、その結果について、今皆さんにお配りしてありますが、「18 条例の見直し」というところ、ここは、「県は、地域の実情に応じて、この条例の検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする」と提案をさせていただきます。この18について、この条例の見直しはこれでよろしいでしょうか。

○鳥飼委員 「地域の実情に応じて」というのは、何を想定しているんですか。

○緒嶋委員 「実情に応じて」でいいことないか。

○内村委員長 では、「地域」は入れずに「県は、実情に応じて」でどうでしょうか。「県は、実情に応じて」でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、そのようにさせていただきます。

それでは、また午前中の7に戻りまして、「他県の条例の状況」ということで、皆さんのお手元に届いていると思います。まず、各会派で検討されましたことがありましたら、それを出していただいてよろしいでしょうか。自民党からお願いします。

○押川委員 午前中の協議を持ち帰らせていただいて、党議を先ほどしたんですが、吸われる方においては、吸う者の権利まで縛ってもらったら困るとか、いろいろ御意見が出たところがあります。私たちは、納税もしているのにというような意見がありまして、できれば午前中あったように、長崎県あたりの文言を利用させていただいて、分煙・禁煙・どっちが先でも、そういう方向であればということで、最終的には、会派ではそういう方向でお願いしたいということでありましたので、報告をしたいと思います。

○井上委員 新みやざきは、あのときの発言と全く変わってないんですが、がんの予防、これについての、「次に掲げる施策の推進に努めるものとする」というふうになっているわけだから、これよりか下がるのはよくないと、印象的に言っても後ろに下がるということになるといけないので、「禁煙に努め」という、そういう書き方のほうがいいというのが私どもの会派の総意です。

○内村委員長 今、新みやぎきのほうから出されたのが、「禁煙に努め」ということでしたけれども、ほかはいかがでしょうか。

○新見委員 公明党としては、3人とも喫煙しないということから言うわけじゃないですが、この基本のままでいい。「喫煙の禁止」という言葉のイメージがきついのであれば、同じことですけれども、「禁煙」と。「喫煙の禁止」を「禁煙」にすると。だから、さっき新みやぎきもおっしゃいましたけど、ここに「分煙」とかいう表現を入れたら、既に分煙しているところもあって、最初の表現、「推進に努めるものとする」ということから、今の現状よりか後退してしまうイメージがあるので、「分煙」という言葉をここに入れるのは、ちょっとだめということでした。

○鳥飼委員 現状から後退をするような表現は避けるべきだということで、押川委員がおっしゃる意味もわかりますけれども、工夫して何か表現出来て、実情、実態から後退するようなことを決めるというのは、やっぱりどうかなと。言われることもわかりますので、そこをうまい具合に表現ができないものかなというふうに思います。今、新見委員が言われたようなことも一つの方法かと思います。

○内村委員長 今それぞれの会派での検討されたものが出されたんですが、ほかに御意見等ございませんか。

○清山委員 健康増進課長あたりが説明した官公庁舎で、分煙の割合が70数%という数値でしたよね。残り20数%は分煙すら進んでないとするれば、この18の見直し条項を盛り込まれたように、今後、全面的な禁煙とするというふうな条例の見直しも可能性としては残しつつ、今回は少なくとも前進ということで、禁煙または分煙の徹

底をするという表現にすると、少なくとも後退にはならないのかなとも思いました。お互い中間点を考えると。

○内村委員長 暫時休憩します。

午後1時17分休憩

---

午後1時23分再開

○内村委員長 委員会を再開させていただきます。

ただいまの7の②についてですが、今まで「喫煙の禁止」と出てました文言を、意見をいただきまして、「禁煙又は分煙」という文言に変えるということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、これまで議論を重ねてまいりましたが、その他の部分で、要綱案に対する意見は何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、ないようですので、本日決定しました修正分を加え、決定したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 ありがとうございます。

では、次に協議事項2のパブリックコメント等の実施についてであります。

これまでがん患者会等と意見交換を重ねてきたところですが、限られた団体からの意見聴取にとどまっておりますし、そもそも要綱案については示しておりませんので、意見がどう反映されているのかわからないと思います。また、「県民の役割」といった項目を盛り込んでおりますので、広く御意見をお伺いして、さらに検討を重ねたほうが、より県民から理解を得られ

ると同時に、実効性のある条例に仕上がるのではないかと考えております。皆様の御意見をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、パブリックコメントを実施するというところで決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、そのように決定します。

なお、パブリックコメントの実施期間ですが、終了後直ちに準備を始め、年末年始を挟みますが、12月中旬から1月中旬までの約1カ月間を予定しております。

実施方法としましては、県政記者室への投げ込みのほか、県議会ホームページ、県民情報センター、各県政相談室、県議会図書室で意見を募集する予定としております。そのほか、県、市町村、医師会、県看護協会、意見交換を行ったがん患者会への文書による意見聴取を行います。

また、「事業者の役割」を盛り込んだことに伴いまして、理解していただくとともに、御協力をいただけるよう、今月中に正副委員長で主要な経済団体へ趣旨説明に行ってまいりたいと考えております。

次に、協議事項（3）の次回委員会についてであります。次回委員会は、1月27日金曜日に行うことを予定しておりますが、執行部からの説明は行わずに、パブリックコメント等の意見を踏まえた条例案の協議、委員会報告書骨子案について協議いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○井上委員 執行部側からのこの条例に対する考え方とか、それはいつとられるんですか。パブリックコメント前ですか。

○内村委員長 同時に実施して、回答の締切は少し早めになるかと思えます。

○井上委員 済みません、ちょっと聞き逃したかもしれないんですが、いつからいつですか。

○内村委員長 パブリックコメントは12月中旬から約1カ月間を予定しております。

○緒嶋委員 その執行部の意見が我々と極端に違うようなことが出された場合はどうするんですか。

○内村委員長 そのときはまた皆さんに臨時で委員会を招集してお集まりいただいて、協議をしていただきたいと思えます。

○星原委員 あわせていいですか。法律用語とかを使ったりしていますが、そこは法制の連中がチェックするのかなと思えますが、どうなるのかな。

○池田書記 12月中旬から1月中旬にかけて、パブリックコメントをします。次の1月27日の委員会では、そのパブリックコメントや、その他執行部であったり、関係団体からの文書による意見聴取した結果を皆さんにお示ししまして、それでまた委員協議をしていただく。その後法制のチェックをかけるということになります。

○内村委員長 それでよろしいでしょうか。

○星原委員 分かりました。

○清山委員 趣旨説明で経済団体を回ることでしたが、医療関係は回らないんですか。

○内村委員長 直接説明にはいきませんが、県医師会及び県看護協会には文書で照会を行いたいと考えてます。

では、最後になりますが、協議事項（4）のその他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の委員会にて御協議いただく内容については、すべて終了いたしましたので、これで委員会を終わりたいと思います。

なお、次回の委員会は、1月27日午前10時から行う予定となっておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

午後1時30分閉会